

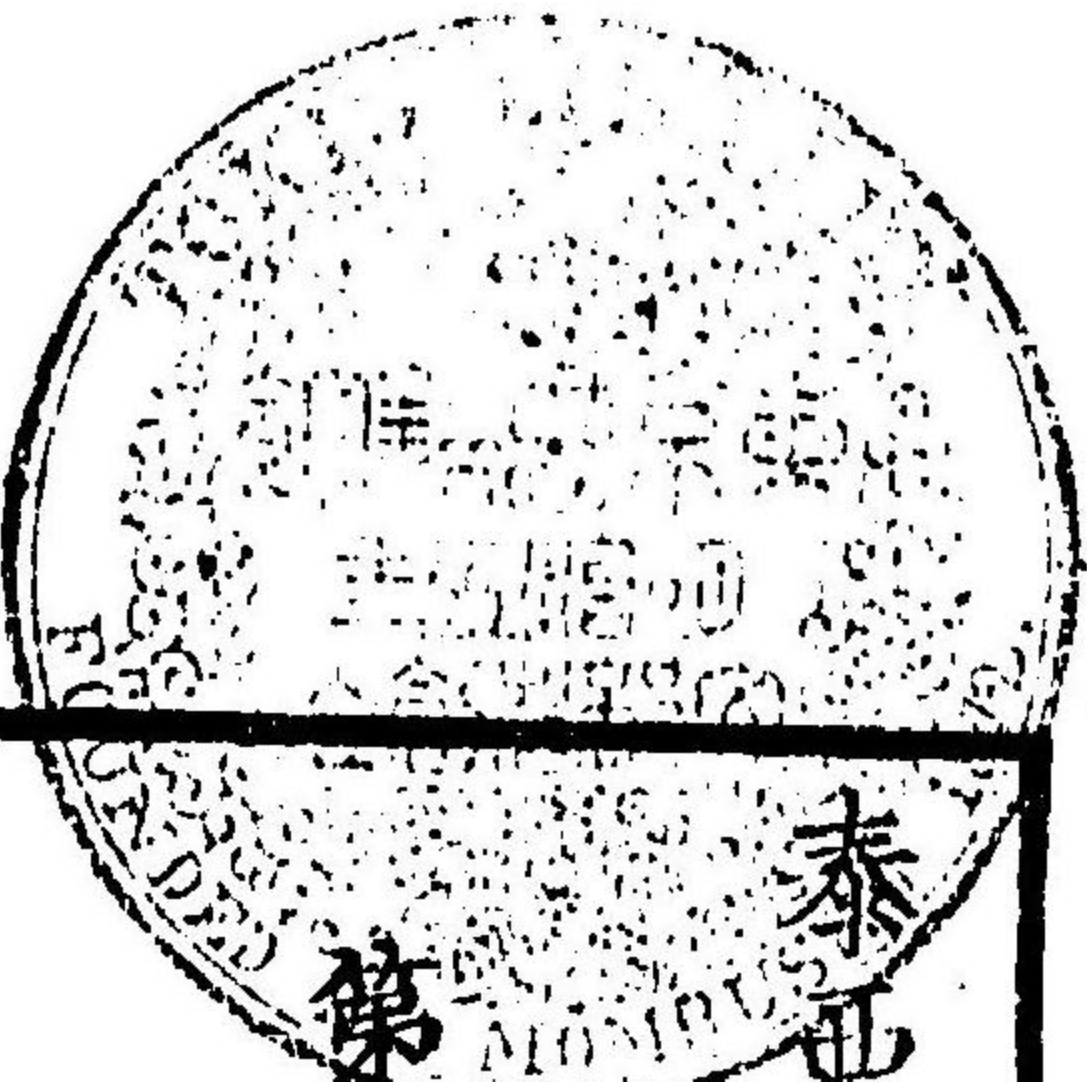
泰西國法論

特39

68

館書圖京東	
函三一	門新
架四	部一一
號一八八四	類

共四本



泰西國法論卷三

各種の政體

第一篇

政體總論

明治元年圖書寮交付

東京大学図書印

第一章 政體と政治の體裁よりして西人之を國貌と稱せり
政治の體裁異ありは從て國家の外貌互に異ふとバ夫
て國家の外貌多般ありと雖今其歸を要せれば惟
體あり耳

- 甲 多頭政治 又多主の國と稱せり
- 乙 一頭政治 又君主の國と稱せり

第二章 右二原體の流派甚多し故は同トク多頭の國ふ

り然れ共其種類數多かり又同一一頭の國あり然れ共其種類數多かり

第三章 加之茲は又右二原政體の變性體ある者あり故は本來國家の本旨本體は背戾せる變性多頭の國あり變性一頭の國あり

第四章 變性體は於ては其政府絶て通國の公益安富を圖らば惟威福を張り私欲を肆より私利を經營する耳此を所謂政道は非ざる暴虐無道の魁と謂ふ可し

第五章 神主の國と云へる政體あり其主宰人は非ざる神あり或説は是を多頭一頭の國と端を異よりて特は一種別本の政體とせり

第六章 然れ共神主の國は於ても其實は國內の主權を領する者一人より神は非ば其人惟陽は神の名を假り或は神子神孫と稱し或は神の名代又代官と稱する耳
第七章 神主の國は於ても或は一人國の主權を領し或は多人共は政柄を執る故は其實は或は之を一頭の政治と稱し又は多頭の國と謂ふ可し

第八章 一種奇異の政體を籍土の制あり此制の本旨を儼然する一頭政治の國ありと雖其實は多頭あり

第九章 更は又奇異の國體を盟邦及び合邦あり此は多頭の國一頭の國は拘らば衆邦合一と成する者を云ふ

第二篇

多頭政治

第一章 多頭政治の國とは國家の大權即主權一人の手
に在りて闔國全民或は某品位某種族に在り或ハ惟其
名のみ闔國全民某品位某種族に在り國を云ふ

第二章 多頭政治の國體を大別して二種とす

甲 平民政治 又民主の國と稱ん

乙 豪族政治

第三章 右二種多頭の政治を合して一種多頭の國と為
んと謀り例古今史中は散見せりと雖未曾て其成功を見
を却て豪平互に權を争ひ終る多頭の政治全く滅絶して

止む耳

第三篇

平民政治

一名民主の國

第一章 平民政治の本主旨と國國全民悉く政權を領するに在り故に兒女廢疾等事實自然に政事に與ふ可らざる者の外に一切國人悉く國政に參與するに在り

第二章 獨國民君主の大權を領する而已ならずんば主權の三方向即制法政令司法の三權を握る

第三章 律法を制作し或は之を變革廢停するに當ては國民悉會同商議して之を行ふ

第四章 國家の大事和戰を議し和約章程を定め戰備を設け文武官僚を任する等の事件に國民會同商議して之

を決定し

第五章 罪科の推問詞訟の聽斷共は國民或は閣子を粘り輪次之を司り或は會同して之を決す

第六章 國家の官員を即國民の臣あり故は國用の會計任責の辨解共は民會の進退に從ふ

第七章 平民政治の利を國民自立の性を大より蓋惡の心を長し自主の志を杜より念く國事を怠れざるより

第八章 然と共此政體に依着して離る可らざる巨害あり古今歴史に徴して瞭然あり

第九章 國內會同協議して國事を決定せしむと雖其實を闡國全民會同の議論悉く一致せざる非も其説尤多

き方より從て事を決む故に議論其黨與寡き者と其意を枉て多き者より從ざるを得ず是其第一害あり

第十章 此害巨大言ふ可らざる其故を衆民聚議誼を同より深謀遠慮する者より非む惟目下の利害を見て遠大の得失を悟らざる故に辨口巧より民を誘ふ者の為より屢誑誤せしむればあり

第十一章 其害や朝令暮改政事恒あらず且屢國家の長策を誤り社稷の真利を失ふあり

第十二章 且大衆愚民猜疑の情有り屢俊傑の士を忌み其威名の下より伏ん事を怖と恒之を媚嫉を是亦平民政治の害あり

第十三章 其害や材徳の乏しき君子國事に關するを得ん或
を放逐せしむと或は自甘むして之を遠らざらん

第十四章 加へ純然たる平民政治の國を動かされば變
く大衆愚民の暴政と成り易し此を惟目下の利害を悟り
強暴を以て其無謀の論を遂んとせらるあり

第十五章 平民の政治終に變じて武人の天下と成り或
は由て以て無限君主の國端を開く此ハ異むむ足らざ
る事あり

第十六章 平民政治の修正を戒へる制を國民其代官
を國民中より推選して國家の大權を操持せしむる者
あり其選除或は一定の律例に従ひ或は國民の意に任ま

第十七章 斯く修正せる平民政治の國は於て以上の數
章に列擧せしむる害稍小ありと雖未全く除去せりと謂ふ
可らざる

第十八章 更は他の變體を國民其主權を歲月を限り或
は際限無く一人或は數人に依託せらるあり

第十九章 上章の如きは惟其名目のみ平民政治の國と
謂ふ可く其實之を一人に託せれば一君政治之を數人
に託せれば豪族政治あり

第四篇

豪族政治

第一章 豪族政治の原語をアリフトトカラチト云ふ其本義を翻せれば俊傑君子の政治と謂ふ可し

第二章 若夫此政體名實相稱ふ時を政體中の至善とあり者として國民宜しく採取を可き者あり

第三章 然れども其實を此政治所謂明德天下に明ある者の政治に非ざる惟門地貴く養育道を得儀容に閑ひ文章に長ト貨財威權兆民に卓越する徒の政治あり故に之を譯して豪族政治と謂ふ可き耳

第四章 豪族政治ハ或は異邦の人來て其土を奪ひ其民

を屈服せしめしは始まり或は國中の豪姓雄族平民を駕
取らざる道を得ざる由て来る

第五章 豪族政治概をり豪家累世の業より蓋若干の
名族一度國の大權を握る後之を其子孫に傳へ大は他賤
族の其黨に入るを惡み其黨私益の爲に極て須要ありこ
非れば絶て外人を其同列に加へざれはあり

第六章 厖々二三姓永く國權を私して絶て他人を其黨
中に入ざる弊の長し者其是豪族政治の變性體にして
之を二三家政治及一族政治と云ふ

第七章 豪族政治を平民政治と恰相表裡を其善所の取
る可きた其人才智ありあり其政謀慮ありあり一時は用

しる内外國事の方向を永久に確守して朝暮に變換せ
ざるあり

第八章 美を以て豪族政治の國を立るや殆確然不抜の
勢あり且能く國力を維持し寡小を以て衆大の敵を

第九章 豪族政治の弊を古例を守り新奇を嫌ひ變通の
道を知らざれば國運民化の生長を開うべ却て之を塞くあり

第十章 陳腐の制度を改革し舊弊を芟除するを憚らざる
故に制度律令復時勢人情に適せし百弊輻輳して遂に大
亂を醸成し國顛覆して止むのみ

第十一章 豪族の政治を為さずや概するに能く細民を愛
し惠政を施し好て人を助け民を恤み人心を得民に敬重

せられん事を圖る

第十二章 然も共豪平兩族の間一鴻溝を鑿ちて之を防守一平民を以て絶て之を越て其列に入らざる事無し

第十三章 故も其弊や平民間も其人勇智才能を兼ね大に國家有用の材を生むる事ありと雖之を拒て敢て國家の利益を為しうざるなり

第十四章 豪族政治の大に心を盡し所を惟其私利耳但政治を司る者三數人の私利も非も一切顯族の私利あり
○通國の公益顯族の私利恰輔車相成つ故も其私利の爲に能く心を通國の公益に盡し若夫兩利相矛盾する時ハ

公を捨て私を取る

第十五章 豪族政治の變性體より尤賤惡を可きは所謂富家政治一名多錢翁の天下あり此を公然と以て惟其黨一己の私利を經營し恥ぢ饜饕厭く無く細民の膏血を浚て憚らざるあり

第五篇

一頭政治

第一章 一頭政治とハ國家の大權即主權を唯一人の手
に握り其三方向即制法政令司法を唯一人に攝行する
政體を云ふ

第二章 君主を必ずしも男子とすを要せざれば又必ずしも男子
を以て通法とせば婦人國家の主權を操持し得る先蹤史
中は多く又列國の朝憲に據れば婦人亦大統領を繼ぎ主權
を領するを得るあり

第三章 一頭政治の國を君主の稱號に因て其政體を異
にせば帝とソハ主と云ひ或ハ大公と稱し或ハ又更ニ他

の名號を用ふるを以て其尊卑優劣を別ぐべし惟其國自主自治の權を有されば威權等しき耳

第四章 國主の稱號許多ありと雖も簡便は從ひ一個の通稱を以て諸般の名號を代ふ可し君主又國君是あり

第五章 一頭政治の國を類別する法二あり

甲 君主即位の權を得る狀情は從て之を區別す

乙 君主君權を操持する狀情は從て之を區別す

第六章 君主即位の權を得る緣由二あり

甲 推舉

乙 繼統

第七章 往昔歐羅巴諸國就中東北諸州の恒例として君

主薨逝し或る位を退くは當りて國民新に嗣君を推舉し或る惟顯族の議政大夫新君を選舉し

第八章 是其趣旨國家の大權を操持する君主をして恒に其人を得其位を稱せしめんが為あり

第九章 然れども今其事實を審覈すれば其趣旨未曾て行われど却て惟流弊のみ多うりけり○推舉は當れる君主を當時威權を得たる黨與の木偶に等しく且選舉の間百般の陽言ふ可らざる幽暗陰微の事多く賄賂公行し朋黨互に闘ひ終る外國政府をして國家の大事に關らざるに至るなり

第十章 諸國共し推舉の制漸く廢まて繼統の國と成り

より初を惟何と無く大統を相續せしのみありしが後遂
に所謂筋目の相續と成りたり

第十一章 繼統の君主とて君主薨逝し或は位を退く
當りて其子若くは孫或は其血族其筋目より従て大位を繼
くあり

第十二章 繼統より二様あり

甲を 大統を以て君家の私物とするあり

乙を 大統を以て國家の公物とするあり

第十三章 大統を以て君家の私物とする國は於ては國
家の主權を以て君主の私物とする故に君主薨逝する時
に國家の主權他の諸物諸種と同様に轉じて其筋目正し

き相續人の有と為り或は又其遺誥特詔に因て繼嗣を變
更に得たり

第十四章 加之尋常の遺物を其筋目の諸人に分配する
如く君主其國を割きて其數子に分與し得たり

第十五章 繼統を以て君主の私物とするは元來君主の
道に戻り又國家の本義に背き絶て國祚長久ある可き理
無し故に努力して之を駁し務て之を廢す可し

第十六章 繼統を以て國家の公物とする國は於て繼嗣
を定むるは専ら通國公益の爲にして君主所有の私物を
傳ふる例と全く相懸絶す故に豫其序次を定め朝憲或は

治安條規等國家の公法例條に掲記して容易に變換を可
し

らむ可し

第十七章 継統君國の制も亦其弊あり就中其著顯あり者二あり

甲 継統の序次豫一定せざるを以て其人の才不才徳不徳を論ぜんとして大位に登るあり

乙 外國の君主親戚の因よ由て亦本國の位に登るあり

第十八章 然れ共此弊之を推舉の害よ此をれば小あり且此弊を轉除する良制無きよしも非ざ

第十九章 君權を操持する方法に従て一頭政治の君國を別て三とん

第一 君威無量の國

第二 無限君主の國

第三 有限君主の國

第二十章 君威無量の國は於ては君主即國土人民の總主よして其威權無量あり○一切臣民を其僕奴よして絶て其權を有せん○臣民の生命貨財力作安逸皆君主の司る所よして君主其生殺與奪を擅しん○君威無量の國は一頭政治の變性體よして其君權を操持するや天下の為よ非をよして一人の私よ供するあり

第二十一章 君威無量と國家の本旨本體と相戻り事恰も氷炭黑白の如し故よ力を極て之を廢棄を可し

第二十二章 無限君主の國は於ては惟君一人政治を操持し自己の所見に従て萬事を法理して他人の謀議を聞き他人の許諾助力を要せざらん○百僚官負皆一君主の臣僕として費用の會計任責の辨解皆之を君主に致す

第二十三章 文化僅は開け入理未昭明ありざる國は於ては無限君主の國制適當ある可し○通國文章煥發人々得て天下の利害得失を辨論するに至れば無限君主の國制復持守と可き難し

第二十四章 無限君主の國は於ては内外の國事一は朝暮に變換し易き一人の心は關係し且後主の心屢先主の意と違ふ故は此國制を國の為に危し

第二十五章 且此國制を君主の身の為に尤も危し其故は國家の禍福専ら君主一人に關係するを以て妖孽群は臻り秋は富れえ衆怨の歸する所獨君主一人の身は止れざるなり○國民國家の禍を轉じて福と為んとする情切迫まれば天下國の大變を醸し其位を廢し或は其命を殞さむと云ふ

第二十六章 有限君主の國とて君主の權を其行事上の限制する所は國體を云ふ

第二十七章 限制の度多端且之を限制する方法亦甚多

第二十八章 限制の由来左の如し

第一 太古國民の風俗慣習より来る

第二 藉土の制度より来る

第三 君主主權を得し時の議約より来る

第四 國憲の例條中より君民雙方の權義を詳定明記

せしより来る

第二十九章 限制或は主權の全體は涉り或は惟其一分
は止る全體とす即所謂制法政令司法の三權を總括し之
之を謂ふ

第三十章 有限一頭政治の政體を諸般國制の善所を擇
取し且各種の政體は同有の弊害を殆皆芟除し之殘を所
寡し

第三十一章 有限君主の國體平民政治の所長を取て太
は國民自立自主の心を長し其氣力を壯し一豪族政治の
佳所謀慮遠く才智深きと又一頭政治固有の國力強き所
を兼ね國力の強きを國事一君主は總攝して國力統一を
しよ由り来る

第三十二章 政道常あり朝暮は變換し易きを民政の弊
あり規模局小より平民の賢才を登庸せし鉅室の私利
を營むを豪族政治の弊あり國の動亂を起し大變を來し
を無限君政の弊あり此數弊の豫防周密ありを有限君主
の國制あり

第六篇

籍土の制

第一章 籍土の制を設施巧ありと謂ふ可し然も其惟文化半開の國に於て行ふべき制度あり

第二章 籍土の制は鉅大なる邦國を一權威の下に統轄し其分崩離析を防ぐ妙節制と謂ふ可し

第三章 籍土の君主を國內所在一切諸物總轄の主として獨統君主の威權を擅するのみならず國土亦其所有し屬を籍土の義然り

第四章 籍土の君主其主宰の權治民の業并は土地の一分を割て其家人は貸籍一時之を有し之を用ひしむ家

入を藉臣と稱し君主を藉君と稱し君臣の義是よ於て定
まらるる臣の義を忠敬を主として平時謀議に參り戰時兵を率
ひて軍に従ふあり

第五章 藉臣又其一分の地を割て其家入に貸藉を之を
陪藉臣と稱し其分義上より同く忠敬を盡し君を助くる
あり

第六章 藉臣陪藉臣共其藉受の地を有し莊僕を管し
之をして其田を耕種せしめて其利を收む

第七章 藉臣陪藉臣共其莊僕を保護し若し莊僕極て困窮
する時を濟救し莊僕を其身を以て藉臣の兵役田獵等の
使役し供む

第八章 藉臣藉土を其子孫に傳ふるを立制の本旨に非
ば然れ共慣習漸く俗を成し遂に累世の業と成れり加之
兄弟從子或は其女を傳ふるに至り男は傳ふるを劍藉
女は傳ふるを絲藉
と稱せり

第九章 藉土の外は藉臣自其私有の地を領する者なり
此私有の田を區論藉土の制の外あれば尋常私法に従ひ
て之を用ひ或は之を典當し或は賣買し或は之を數子に
割與する事自在あり

第十章 藉土の制の主とする所を公共の國益民利に非
ず惟君主の威權を区分するに在り故に本来永久に耐ふ
可らざる制あり

第十一章 此制の弊や本来民の主率より君主の大權を鉅室顯族假て歸さん由て以て下民を凌辱せらるゝ在り
第十二章 又其未弊藉君を其威權を保守弘大よせん事を欲し藉臣を強て當務の義を免はん事を謀るゝ在り故よ此制の行ふ所何れの國よりも唯藉君藉臣互よ争闘せらる耳

第十三章 此争闘の由て以て起る所主として藉臣其藉土を子孫奕世よ傳んと欲せらるゝ在り藉土を其私有と爲し別よ自立の國を興し自治の君と成んと欲せらるゝ在り
第十四章 此の如き争闘の後歐羅巴諸州藉土の制悉く絶ひしより但其跡迥よ異あり

第十五章 甲を雄藩強臣遂よ藉君の統轄を免と獨立不羈の國を成し自治の君主と成りしり

第十六章 乙を君主藉臣の權威を奪ひて尋常の平民と爲し藉土を尋常平民の私有と爲ししり

第十七章 故よ藉土の國或を分裂して群雄割據と爲り或を統一して唯一無限君主の國と爲りしり

第七篇

盟邦及合邦

第一章 許多自立自主の國其公共の利益の爲る永久の盟約を結て聯合をも例屢史中に見ゆ但其聯合國內公法を以て論じ可きと國外公法を以て論じ可きとの差異あり

第二章 此盟合列國公法に所謂合縱連衡の類と異あり其以て異なる所其本旨の汎然あると其時の無窮あると且盟合せる列國彼此の權義甚廣く且之を定むる事甚詳密あると在り

第三章 此の如く親密なる盟合を類別して二とす

甲 盟邦

乙 合邦

第四章 盟邦聯合の體裁と國外公法を以て論を可し
耳曼列國の如し

第五章 盟邦の列國共ニ自立自主の權全く盟邦章程ニ
明禁を以て外ニ百般の行事總て自在あり

第六章 盟邦聯合の主旨を第一同盟列國互ニ相保護し
外敵の侮を禦くニ在り次ニ其公共の利益を長シ永久友
愛の交誼を修て之を保守するニ在り

第七章 盟邦の政令を或は同盟列國より派送する所の
全權使節の常在會同之を司り或は盟邦中の一國各國の

公舉ニ應じて之を司る

第八章 其國の民種一ニして獨立の諸國互ニ其利害得
失を同しする時を盟邦の聯結殊ニ大裨益なりと謂ふ
可し

第九章 列國使節會司する時を總國の利害得失を審計
熟議せざる可らば故ニ決議緩慢ニ失し屢機會ニ後ニ概
するニ盟邦其力を齊して以て外敵の侵襲を防ぐ事能ざ
るは其故專茲ニ在り

第十章 盟邦中の小國ハ恒ニ大國ニ壓せらるる縱令其不
利の事と雖大國之を強まば小國在て是ニ從ざるを得ざ
是盟邦の通患あり

第十一章 合邦連結の體裁を専ら國內公法に論ず可し
亞墨利加聯邦の如し

第十二章 衆邦連結して一大合邦と成り合邦公共の制
法政令は衆邦宜しく共之に服屬す可し

第十三章 合邦連結の主旨を列邦の力を合して總國の
安富を増殖するに在り但列邦各其固有の利益は勿して悉
く一樣ありん故に列邦各相當の自主自治の權を有を可
し

第十四章 列邦其邦政を行ふに就て各其邦特別の制法
司法收税法は勿し又自貨幣を造る等の國權を有を

第十五章 然れ共外國に對しては自立自主の國權を列

國毫も私を可らば此を合邦總政府の特權あり和戰を決
し國使を遣し和約章程を定むる類是あり

第十六章 土壤廣大ある國に於て總國の通利を増益し
併せて列邦の特利を増長する為に合邦の連結正し其
宜しきは適せり故に合邦の連結を富國強兵に至便の妙
制と謂ふ可し

第十七章 然るに總國の通利と列邦の特利と動すれば
其平均を失ひ易し其故を列邦其私利を視る事通國
の公利より切なればあり是合邦分争の由て起る緣由な
り

第十八章 國亂内變は因て合邦或を分裂し或を一半の

民他一半の民を壓倒す

第八篇

國內の區別

第一章 至小の國も非れど概して各國其國を區分して府省或は州郡或は縣邑と爲す但其方法名目諸國互に異あり

第二章 區分の由来亦一樣あり或は昔自立の數小國ありありを合併して一國と成せり又因り或は別は新疆を開拓せり又因り或は天然の境界自其區別あり又因り

第三章 政令理財の條理を整理し司法及他の諸官管轄の法を定むる爲す又國內各部各所の便利を從て殊更に人造の區分を爲す事多し

第四章 國內區分の尤も緊要ある者ハ其最小部即府邑あり通^テ之を平府と稱す

第五章 毎平府各其地固有の利害ありて自ら他と相渉らば元來平府を總國の管内に在りと雖此利害を平府を以て之を專^スせしむ可し借此利害ハ總國の利害も等しく主長の深き意を留む可き事あり

第六章 平府固有の利益を增長せしむる為も其固有の制法政令あり可し又特^ニ平府の税あり平府所有の物あり以て其出入の財用を經理し可し

第七章 平府自治の權を總國の害と成らざる非れば務て之を敬重保護し可し國の由て以て富强を致す原由を專

平府の蕃盛は在りと知る可し

第八章 州郡府省等自立の權強きは過ると皆其益寡のみありん動すれば通國の一致を敗る害あり

第九章 蓋其害盟邦合邦に固有せる害と同トきに至るあり

第十章 故に州郡府省等制法政令理財の權を總國大政府の管轄に屬せしむる事平府の大政府の管轄に従ふより一層嚴ある可し

